番号: 170120

国名:バングラデシュ

担当:人間開発部 高等教育・社会保障グループ 高等・技術教育チーム

案件名: 高等専門学校の近代化および教育の質の改善プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:評価分析 (2)格 付:3号~4号 (3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2017年5月上旬から2017年6月下旬で

(2) 業務M/M: 国内 0.50M/M、現地 0.37M/M、合計 0.87M/M

(3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 11日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3) 提出期限:2017年4月19日(12時まで)
- (4) 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型)) >業務実施契約 (単独型)公示にかかる応募手続き) (https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知:提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年4月25日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 8 点 ②業務実施上のバックアップ体制等 2 点

(2)業務従事予定者の経験能力等:

①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験 9点 ③語学力 18点

③語学力18点④その他学位、資格等18点

 類似業務
 教育分野に係る各種評価調査

類似業務	教育分野に係る各種評価調査
対象国/類似地域	バングラデシュ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:

特になし

(2)必要予防接種:なし

6. 業務の背景

バングラデシュは、1990年の義務教育法制定や国際的な「万人のための教育(Education for AII: EFA)」宣言の合意以来、初等教育の拡充を図り、特に完全就学の達成、教師の能力向上による教育の質の向上等を強調してきた。1998年からは多くのドナーの協力を得て「初等教育開発計画」を展開しており、「第一次初等教育開発計画(1997-2003)(PEDP1)」では、就学率・修了率向上、モニタリング強化等を目標とし、「第二次初等教育開発計画(2004-2011)(PEDP2)」では、初等教育を対象とするセクターワイドアプローチ(援助国等と被援助国が協力して、セクター毎に整合性がある開発計画プログラムを策定・実施)を適用してドナー協調に一層の重きを置いた。「第三次初等教育開発計画(2011-2017)(PEDP3)」により、初等・大衆教育省は2015年には初等教育の純就学率97.7%を達成した。初等教育卒業試験の合格率は89%(2009年)から98%(2014年)に改善し、修了率も55%(2009年)から79%(2014年)まで改善された。

他方、国家教育政策 2010 (National Education Policy 2010: NEP2010) における「初等教育から高等教育までの全レベルでのバランスの取れた開発」や「本格的な職業人へのステップ」については、2014 年時点で第 6~12 学年にあたる中等教育への進学率が 50.2%、第 12 学年までの修了率は 58.1%にとどまっている。つまり、バングラデシュにおいて、日本の高等学校卒業に相当する生徒は当該年齢全人口の 3 分の 1 に満たない。

バングラデシュ教育省技術教育総局 (Directorate of Technical Education: DTE) は、第 11 ~14 年生が通う工科短期大学 (Polytechnic Institute) 49 校で、工業化を支える中堅技術者の育成を目指しているが、産業界のニーズに対応した教育内容になっていないことや、初中等教育からの知識の積み上げが必ずしも十分ではなく、産業界への貢献は未だ十分ではないことが課題となっている。このような背景から、バングラデシュ政府から我が国に対して、工科短期大学における技術教育の教材の改善と教師の能力強化により、パイロット校において技術教育モデルを開発することで、産業界が求める知識と技能を備える人材の育成を目的とした技術協力が要請された。

2016年4月~2017年2月にかけて実施した「バングラデシュ教育プログラム準備調査」では、初等教育、中等教育、技術教育、高等教育に係る教育セクターの現状や課題、今後の改善に向けた提案がなされた。本詳細計画策定調査は、上記教育プログラム準備調査結果を踏まえつつ、2018年1月に開始を予定している技術協力プロジェクトの具体的な枠組み(目標、成果、活動内容、工程、実施体制等)についてバングラデシュ側関係機関と協議し、合意した内容を協議議事録(M/M))として締結することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、既に実施した「バングラデシュ教育プログラム準備調査」結果を踏まえつつ、要請済みプロジェクトについて、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、協力計画の策定のために必要な以下の調査を行うとともに、評価 5 項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ・情報を収集、整理し、分析する。また、本業務従事者は、考え得る支援策(案)全体の取りまとめに協力する。

なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2017年5月上旬~5月中旬)
 - ① 要請背景・内容を把握する関連報告書(バングラデシュ教育プログラム準備調査報告書等) の資料・情報の収集・分析)。
 - ② 担当分野に係る事前調査計画・方針案を検討する。
 - ③ PDM(案)、PO(案)、R/D(案)(いずれも英文)及び事業事前評価表(案)(和文)の担当分野関連部分を作成する。
 - ④ バングラデシュ側関係機関等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
 - ⑤ 他国における JICA の類似プロジェクト及び他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。関連プロジェクトを実施している他ドナーに対する質問票(案)(英文)を作成する。

- ⑥ 団内打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑦ JICA バングラデシュ事務所を通じて、質問票をバングラデシュ関係機関等に事前に配付する。
- (2) 現地派遣期間(2017年5月中旬~5月下旬)
 - JICA バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
 - ② バングラデシュ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ バングラデシュ側関係機関等に事前に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア)バングラデシュの産業界、地域社会との連携に係るニーズと現況、課題
 - イ)バングラデシュ側関係機関の本プロジェクトの実施体制(組織・予算・人員)
 - ウ)パイロット校の選定に必要となる情報(就職支援、カリキュラム等)
 - エ)パイロット校の機材設置状況、最低限必要とされる機材 ※主に技術教育団員の業務であるものの、必要に応じて協力を行うこと。
 - オ) 現職教員研修の実施状況
 - カ) 他ドナー・機関の援助動向
 - ④ 調査団及びバングラデシュ側関係機関と協議の上、PDM(案)(英文・和文)、PO(英文)に協力する。
 - ⑤ バングラデシュ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D(案)及びM/M(案) (いずれも英文)の取りまとめに協力する。
 - ⑥ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
 - ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA バングラデシュ事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間(2017年5月下旬~6月上旬)
 - ① 事業事前評価表(案)(和文)作成に協力する。
 - ② PDM 案、PO 案、R/D 案及び M/M 案に変更が生じた場合は改訂に協力する。
 - ③ 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(和文、英文)を作成し、詳細計画策定調査報告書全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(2)詳細設計調査報告書(案)(担当分野)とする。

(1) 業務計画書

契約締結から 10 日以内に業務計画書を提出する。和文 2 部(JICA 人間開発部、JICA バングラデシュ事務所)

(2) 詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野)

和文2部(JICA 人間開発部、JICA バングラデシュ事務所)

英文2部(JICA 人間開発部、JICA バングラデシュ事務所)

なお、上記成果品の体裁は、簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上してください。) 航空経路は、 羽田⇒バンコク⇒ダッカ⇒バンコク⇒羽田を標準とします。

(2) 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異な

る環境下での特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することが出来るものとします。

(3) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2017年度直接人件費月額単価(上限)を適用する。 https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html

10. 特記事項

(1) 現地調査/業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前に予め連絡し、機構の承認を得ること。

(渡航前)

- ① 機構が行う安全対策研修・訓練の受講:必ず「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
- ② 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング:各渡航の度にブリーフィングを 受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録:各自登録を行うこと。
- ④ JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供:登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。
- ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。 (渡航後)
- ⑥ バングラデシュ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。
- (2) バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、 執務室以外の訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所 の承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速や かに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関 係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生 により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意 するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し 確保すること。
- (3) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、 宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バン グラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。 なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
- (4) 執務室についても、機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等が必要になる可能性がある。これに係る経費は原則として JICA バングラデシュ事務所にて対応するが、詳細については同事務所と十分な協議を行うこと。
- (5) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- (6) 現地作業中は、JICA バングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICA バングラデシュ事務所から貸与する。
- (7) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える 措置がある場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- (8) 業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年5月14日~2017年5月24日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 技術教育(高等教育機関を想定)
- ウ)協力企画(JICA)
- エ) 評価分析(コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAバングラデシュ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア)空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

あり:全行程に対する移動車両の提供(機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

工) 通訳傭上

なし (不要)

オ)現地日程のアレンジ

あり

カ)執務スペースの提供 なし

(9) 参考資料

本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト(http://libopac.jica.go.jp/)で公開されています。

- ・バングラデシュ国初等教育基礎情報収集・確認調査報告書(2009年10月)
- ・バングラデシュ国 民間セクター開発プログラム準備調査(産業育成・貿易投資促進)報告書 (2012年8月)

また、上記以外については、当機構人間開発部 高等教育・社会保障グループ 高等・技術教育チーム(tel:03-5226-8340)にて配布します。

- ・バングラデシュ教育プログラム準備調査報告書(2017年3月)
- 案件概要表

(10) 不正腐敗の防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

(11) その他

業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

以上